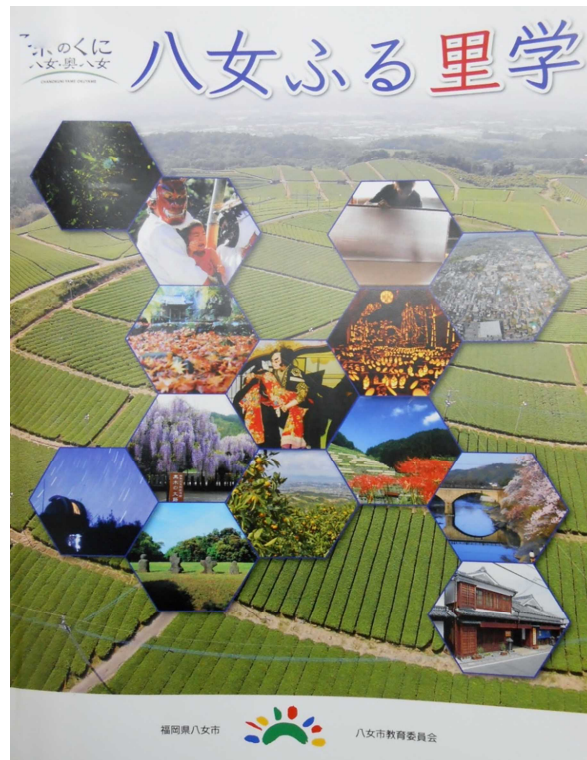


八女市教育大綱



【八女ふる里学】

八女ふる里学（194ページ、フルカラー）は、八女の自然、歴史、産業、まつり、郷土の先人などに関する学習を深めるための副読本として平成27年3月作成。
市立の全小学校及び義務教育学校にてこれを教材として使用し、八女のよさを見つけ、ふる里八女に対する誇りと愛情を育むことを目的とする授業を実施。

平成28年2月策定

（平成30年12月改訂）

八女市

大綱策定（改訂）にあたり

少子高齢化、グローバル化、情報化、そして技術革新など社会の変化は急激で、私たちの生活に大きな変化をもたらしています。先を見通すことが難しい時代を生きる子どもたちには、不断に学び、考え、予想外の事態を乗り越えながら、自らの人生を切り拓き、よりよい社会づくりに貢献していくことが求められています。



本市では、県下の市町村に先駆けて平成16年に「八女市教育の日を定める条例」を施行して以来、将来を担う大切な子どもたちが、生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むとともに、八女の伝統や文化に立脚し、高い志と意欲の高揚を願っています。

また、八女市の宝である美しい自然、内外に誇れる伝統工芸、歴史、文化、そして全国ブランド「八女茶」に代表される豊富な農産物などの良さ・すばらしさについて学習し、八女市を愛しふるさとに誇りを持つ学習の充実を図ってきました。

さらには、子どもたちが、心身ともにたくましく育ち、安心して教育が受けられるまちづくりを目指しています。そして、学校・家庭・地域においては、それぞれの教育の果たすべき役割を分担しつつ、互いに連携・協働していくことで、子どもたちを健やかに育てていくための環境づくりを推進していきます。

平成28年2月策定の八女市教育大綱は、市民の関心が高い学校教育に焦点を絞って定めていました。平成30年の機構改革による教育委員会の組織改編を機に、教育、学術・文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策として改訂しました。

私は、教育行政の方向性や目標を明確にし、教育委員会と連携した教育行政を更に推し進めていきます。

平成30年12月

八女市長 **三田村 統之**

1 はじめに

(1) 教育大綱策定の背景

平成26年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを図ることを目的として、教育委員会制度が見直されました。

平成27年度からの新制度においては、教育委員長と教育長を統合した新「教育長」の設置、地方公共団体の長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議の設置、地方公共団体の長による教育大綱（同法第1条の3第1項による「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」）の策定などの新たな仕組みが設けられたところです。

このうち、教育大綱は、地域住民の意向の反映と地方公共団体における教育に関する施策の推進を図るため、地方公共団体の長が、教育委員会と協議して定めることになっています。

本市では、この「教育大綱」に基づき、「生きる力の育成と豊かな心を育てるまちづくり」を教育・文化振興の基本目標に、本市の教育課題に効果的かつ重点的に取り組むことをめざすこととします。

(2) 教育大綱の位置づけ及び実施期間

八女市教育大綱は、市の最上位計画である「第4次八女市総合計画（あたらしい郷土づくり）」や教育行政の指針とする「教育施策要綱」を基礎としながら策定するものです。

本大綱では、市として、教育行政に取り組むための方向性（施策）を示しています。

なお、本大綱の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、第4次八女市総合計画との整合性を図ることとします。

平成（年度）	23～25	26	27	28	29	30	31	32
八女市総合計画 (10年)	第4次八女市総合計画 (H28～後期計画)							
八女市教育大綱 (5年)	基礎とする			八女市教育大綱(5か年)				
教育施策(4年) 教育振興基本計画	連動する				教育施策要綱 (H26～H29)		教育施策要綱 (H30～H32)	

2 基本目標

(1) まちづくりの基本目標 (⇒市総合計画の基本理念)

自然・歴史・伝統文化を育み、ふるさとを誇り愛する、美しいまちづくり

心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまちづくり

交流と連携で賑わいを、自立と協働で活力を生み出す、楽しいまちづくり

(2) 教育の基本目標 (⇒市総合計画の将来都市像及び基本目標)

将来都市像

ふるさとの恵みを生かし安心して心ゆたかに暮らせる交流都市八女

教育・文化振興の基本目標

生きる力の育成と豊かな心を育てるまちづくり

(3) 教育目標 (⇒教育施策要綱中の八女市の教育目標)

本市は、教育行政を総合的に推進するために、次の3つを教育目標とします。

目標

生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む教育活動の推進

目標

家庭、地域、学校の役割の明確化と市民と連携した教育の推進

目標

人権尊重の精神の育成

3 重点課題

(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むまちをつくる（学校教育の充実）

重点 1

地域に信頼される学校づくりの推進

少子高齢化や多様な価値観などの社会の変化から、人間形成の基礎を培う学校教育の充実がますます重要とされています。

本市では、児童生徒一人一人に「確かな学力、豊かな心、健やかな体」による「生きる力」を育み、地域・家庭と連携した子どもの育成を図り、地域に信頼される学校づくりに努めていきます。

そのためには、教育活動の公開、学校評価、学校運営協議会の推進等を通じ、地域、家庭及び学校間の情報共有の促進を図ります。加えて、いじめをはじめとした問題行動や不登校の出現率を減らし、「秩序ある学校」づくりに取り組む必要があります。

そこで、福祉・医療・警察・地域など関係機関との連携や専門機関の活用により、各種の教育支援や、いじめ問題、不登校などに対する未然防止や早期解消を図っていきます。

重点 2

教育内容の充実

本市では、各学校において学力向上プランを中心に確かな学力向上のための特色ある取組や小中一貫・連携教育や学校二学期制の取組など、教職員の授業力の向上や校務の効率化に向けた施策に取り組んでいます。

それらの取組を基盤として、特に、私立校や県立校の「中学部」が存在する八女市の特徴的な教育環境等をふまえ、「確かな学力のつく学校」づくりをすすめていきます。

さらには、自尊感情を育て、郷土愛を育む取組として小学校には「八女ふる里学」、中学校には「八女茶学」の副読本の提供を行い、市内全体で計画的な指導に取り組めます。

重点 3

教育環境の整備・充実

学校施設の耐震化は終了しましたが、老朽化が進む学校施設の営繕は、児童生徒の安全確保のために今後も計画的に進める必要があります。

一方、児童生徒の減少に伴う適正規模での学校再編については、八女市の将来を担う子どもたちの望ましい教育環境を整えるという観点に立って、中・長期的展望を視野に入れた学校再編計画事業に取り組んでいきます。特に、中山間部における児童生徒の教育環境の改善のための小・中学校の再編、学力向上に向けた人的・物的条件の整備をすすめていきます。

また、教育 I C T 環境整備の充実により、授業の支援と校務の効率化を図ります。

さらに、子育て支援事業として、入学祝い金事業・就学援助制度をはじめ、スクールソーシャルワーカー等を活用した家庭支援に努めます。

(2) 市民の豊かな心を育むまちをつくる（生涯学習の振興）

重点 1

生涯学習の振興

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる“知の循環型社会”をつくっていく必要があります。その実現に向けて、社会教育と学校教育がともに生涯学習を支える両輪として連携しながら、ライフステージや社会の諸課題に対応した学習機会や学習情報の提供に努めていきます。

また、社会教育活動を推進するうえでの拠点施設として、公民館及び体験交流施設「げんき館おおぶち」などの社会教育施設及び市民会館の機能充実と連携強化に努めていきます。

さらに、社会教育施設が社会教育関係団体などの自主的な学習の拠点として利用されるとともに、「市民協働」の観点から、行政だけではなく市民や民間事業者なども参画する中で、あるいは参画を促しながら生涯学習の推進に努めていきます。

重点 2

青少年の健全育成

少子高齢化の進展や価値観の多様化に伴い、地域と家庭の結びつきが希薄化し、子どもたちが年齢・地域の枠をこえて大勢で遊ぶ機会や地域の人たちと交流する機会が失われつつあります。また、生きていくための知識や探究心を培うために効果的な自然とのふれあいが少なくなっています。

子どもたちをとりまく大きな課題として、いじめ、虐待、非行、有害情報の氾濫、放課後対策など家庭・学校・地域において憂慮すべき状況が多種多様にあります。

これらの課題を解決し、地域の未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、青少年がさまざまな社会活動に参加できる機会を拡充するとともに、家庭・学校・地域の暮らしを通して自然に社会性が身につけられる地域の教育力の向上に努めていきます。

重点 3

文化・芸術活動の充実

本市には、各種文化団体によるさまざまな文化・芸術活動が展開されており、文化活動の発表会等も各地で開催されています。

今後は、市の文化振興の核となる市民会館を活用し、各地域の文化活動のネットワーク化を図り、市民の文化、生涯学習、交流の拠点施設として各種事業を実施します。

(3) 市民がスポーツに親しむまちをつくる（スポーツの振興）

重点 1

スポーツ競技の振興と指導者の育成

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得など、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっています。また、人と人との交流及び地域間交流を促進し、地域の一体感を醸成し地域社会の再生に寄与するものとなっています。

スポーツ振興ためには、スポーツを普及し、スポーツを行う者のレベルアップを図るほか、安全性の確保が図られることが重要となります。このため、各種スポーツ大会及び教室等を開催するとともに、当市スポーツ推進委員会や市体育協会等のスポーツ団体と連携して、スポーツの指導者の養成と資質の向上を図るための研修会や講習会等の開催など、必要な施策を講じていきます。

重点 2

スポーツを通じた健康づくりの意識啓発

スポーツは、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営み、日常的にスポーツや運動に親しみ、スポーツを楽しむ機会を確保することが求められています。当市の「スポーツ・健康づくり都市宣言」に掲げる「市民ひとり1スポーツ」の推進を目指し、チャレンジデーをはじめ、様々な施策を継続して行うとともに、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、地域における多世代交流の促進と地域間交流の基盤づくりを目指します。

重点 3

スポーツ施設の充実及び適正管理

市民が身近にスポーツに親しむことができる拠点となる体育施設について、将来の整備計画（方針）を策定することで、利用者の需要や要望に応じた施設改善又は適正配置、用具・器具類の充実等の必要な施策を講ずるとともに、スポーツを行う者に対する安全性の確保及び利便性の向上に努めます。

(4) 伝統文化と市民文化が生きるまちをつくる（文化の振興）

重点 1

伝統文化の継承

本市では伝統行事や民族文化財への理解を深める取り組みを行っています。特に八女福島の灯籠人形・旭座人形芝居をはじめとする無形民俗文化財の継承活動を実施しています。

今後も継続して、伝統文化を保存継承し後継者育成に努める必要があります。

重点 2

文化財の保存・活用

岩戸山古墳をはじめとする八女古墳群や南北朝時代等の歴史文化遺産等の保存活用について、八女市岩戸山歴史文化交流館を中心として情報発信を行っています。

また、各地域に残る貴重な史跡や天然記念物が数多くあります。これらのすべては国民共有の財産であり、適切な管理のもと保存活用を行っていく必要があります。

重点 3

市民文化の振興

本市には、各種文化団体によるさまざまな文化・芸術活動が展開されており、文化活動の発表会等も各地で開催されています。

今後も、市民の文化・芸術団体の育成・支援を進めていくとともに、芸術文化振興事業を推進し、郷土ゆかりの芸術家・文化人の顕彰のための資料整備を行い、定期的な公開に努めます。

重点 4

図書館活動・運営の充実

地域に密着した図書館を目指し、豊かなまちづくりに役立つ情報を積極的に発信していきます。市民の求めに応じた資料や情報の収集に努めます。

また、「八女市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進していきます。

(5) 人としての尊厳が守られるまちをつくる（人権・同和教育の推進）

重点 1

学校教育における人権・同和教育の推進及び啓発

本市では、児童生徒が自らの存在を実感できる環境づくり、児童生徒の生活背景を見つめた教育実践により、知的理解の深化と人権感覚、自尊感情を育む教育活動を推進します。

このため、人権学習指導資料を作成し、これを使った中学校ブロックでの公開授業や、実践交流を開催します。あわせて、いじめ問題についても公開授業を開催します。

また、質問教室の支援や教職員の研修充実のため指導主事の派遣、八女市人権・同和教育研究協議会学校教育部会の充実のための支援を行います。

重点 2

社会教育における人権・同和教育の推進及び啓発

「かけがえのない命が輝くまちづくり」を目指し、人権課題解決に向けて行動する社会形成のため、生涯を通じた人権教育や啓発活動を推進していきます。

人権尊重のまちづくりにおいては、市民の参画や協力が不可欠であることから、実行委員会方式による、人権セミナーやスマイルフェスタの開催、人権のまちづくり校区協議会や八女市人権・同和教育研究協議会社会教育部会への支援を行います。

なお、推進にあたっては、効果のある教育や啓発の手法等を検討するため、人権・同和问题市民意識調査を活用することとします。